

健康保険証とマイナンバーカードの一体化について

令和6年7月22日
令和6年度 第1回評議会



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年
（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

(※) 新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 令和7年（2025年）12月2日以降**、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

(※) マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。
有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

(参考) 協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名(漢字、フリガナ) ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期(有効期限) ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓(併記申請があった場合) ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄(性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定) ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

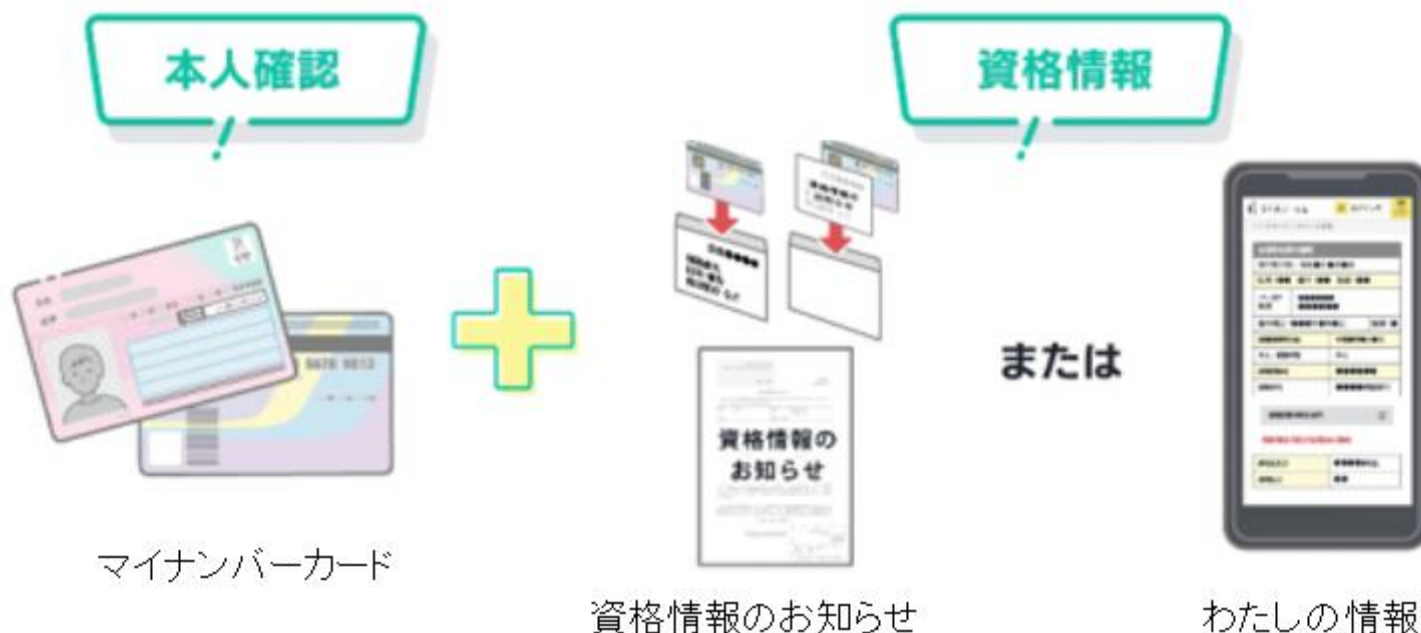
レイアウトイメージ

健康保険 本人(被保険者)		令和6年12月2日交付
資格確認書		
記号	00000000	番号00 (枝番)00
氏名	協会 太郎	
生年月日	平成元年 5月10日	
性別	男	
資格取得年月日	令和6年12月2日	
有効期限	令和11年11月30日	
保険者番号	999999999	
保険者名称	全国健康保険協会	〇〇支部
保険者所在地	〇〇市〇〇町9-9-99	

カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は『資格情報のお知らせ』やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 『資格情報のお知らせ』は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。令和6年（2024年）12月2日以降、新規加入した方に送付されます。退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。



既加入者に対する『資格情報のお知らせ』の送付

国の方針に基づき、本年9月（※）に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された『資格情報のお知らせ』を送付する予定です。（なお、各事業所には、本年7月または8月に送付する納入告知書にチラシを同封して事前にご案内する予定です。）

事業主の皆様におかれては、従業員の方にお渡しいただきますようご協力お願いします。

（※）令和6年5月中旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送する予定です。

【送付対象者及び送付時期等】

送 付 対 象 者	<u>加入者全員</u>
送 付 時 期	<u>1回目</u> 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） <u>2回目</u> 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） ＊ 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送 付 方 法	<u>一般加入者</u> ：個人別に封入 ➤ <u>事業主経由での送付</u> ＊ 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。

『資格情報のお知らせ』及び加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容

送付する『資格情報のお知らせ』と加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容は以下のとおりです。
なお、説明のチラシとマイナ保険証促進チラシを同封します。

資格基本情報

- 協会システムで保有している以下の資格基本情報をお知らせします。
- 記載内容は以下のとおり。
 - ・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・負担割合 ・資格取得年月日 ・保険者名

マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）

- マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下4桁）をお知らせ（確認）します。
 - ・ 5情報に不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者
 - ・ 5情報の一部不一致があったもののリスクが低いと判断した者
- なお、マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼します。（マイナンバーの下4桁は記載しません。）

資格情報の お知らせ

- マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せてご利用いただくとともに、加入者資格を把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせします。
 - 記載内容は以下のとおり。
 - ・記号番号枝番 ・氏名フリガナ ・生年月日 ・資格取得年月日 ・保険者番号保険者名
- * 切り取ってご利用いただきます。

送付物イメージ

送付物イメージ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) 協会 太郎 様
(対象者氏名) 協会 太郎 様

お問い合わせ番号
00-00000000-00000000-00
〒123-4567
東京都〇〇区〇〇町 1-2-3
全国健康保険協会 〇〇支部

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567 (枝番) 00
氏名	協会 太郎		
フリガナ	キョウカイ タロウ		
生年月日	平成元年 10 月 1 日		
負担割合	3 割 (令和6年〇月〇日時点)		
資格取得年月日	令和2年1月1日		
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

*** ** 6825

1

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00
フリガナ キョウカイ タロウ
氏名 協会 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和2年1月1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

2

左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

制度改正後の医療機関等受診方法

以上で述べてきた制度改正後の医療機関等の受診方法・使用期間について、表にまとめると下記のとおりです。

受診方法		令和6年					令和7年												令和8年							
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
							制度改正日 (R6.12.2)												経過措置期間終了 (R7.12.1)							
①	健康保険証																		※経過措置期間終了後使用不可							
②	マイナ保険証																									
③	資格確認書						※制度改正後使用可能																			
④	マイナポータル(スマホ) ＋ マイナンバーカード						※制度改正後使用可能																			
⑤	資格情報のお知らせ ＋ マイナンバーカード						※制度改正後使用可能																			

(参考) マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	資格確認書	従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・資格取得時等に申請 ・マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	資格情報のお知らせ	紙製カード型 	・資格取得時に送付(申請不要) (マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能) ・既加入者には本年9月に送付予定	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)